

令和 3 年 2 月 2 6 日

職 員 各 位

総 務 課 長

新型コロナウイルス感染症予防の徹底について

2月に入り当市で新型コロナウイルス感染症患者が確認されるとともに、上越市では、クラスターが疑われる事案も確認されています。買い物などを含め、外出の際は、密を避けるなど慎重な行動とマスクの着用や消毒、帰宅後の手洗いなど引き続き感染予防の徹底をお願いします。

これから、家族の進学や帰省等、県外との往来が多くなる時期になります。職員（会計年度任用職員等を含む。）は、あらためて下記のとおり感染症予防を徹底してください。

1 「自分は大丈夫」と思わず体調管理をする

- ・自らの体調管理を行い、毎朝の検温、庁舎玄関での体温測定など、健康チェックを徹底すること。
- ・発熱の症状があるなど、体調がすぐれない場合は出勤せず、かかりつけ医などへ電話で相談し適切な対応を行うこと。
- ・同居の家族に発熱など感染が疑われる症状がみられる場合は出勤せず、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話 025-256-8275 24 時間対応）や上越保健所へ相談し、適切な対応を行うこと。

2 マスク、手洗い、手指消毒、密を避けた行動で感染予防を徹底する

- ・勤務中は、常にマスクを着用し、手洗いの実施、咳エチケットを徹底すること。
※特に、市民等への訪問、窓口での対応時は、注意すること。
- ・電話機やコピー機など、他の職員と共用するものを使用する際は、マスク着用、手指消毒を徹底すること。
- ・昼食時は密を避け、マスクを外したときは感染リスクが高いことから、できるだけ会話をしないこと。
※昼食は、事前に空いている会議室やコラボホールを確認し、分散して食事することも可とする
- ・会議などで職員や市民等が集まる場合は、事前に手指消毒を徹底すること。
※会議室入り口付近の消毒液、清掃セットの消毒液を活用する。

3 こまめに庁舎内の消毒、換気、湿度管理を行う

- ・毎日の清掃、カウンターや共有スペースの消毒など、庁舎内の衛生管理を徹底すること。
- ・特に来庁者との打ち合わせ後は、椅子やテーブル等のアルコール消毒を必ず行うこと。
- ・会議室を使用した場合は、机やイス、ドアノブの消毒を行うこと。
（総務課に消毒セットを用意しているので利用すること）

- ・ 1時間に1回は、室内の換気を行うこと。(本庁舎は、総務課で対応)
- ・ 本庁舎内の湿度を保つため、各課に配布済のバケツを利用すること。

4 県外への出張は慎重に判断する

- ・ 県外への出張や訪問は、可能な限りオンライン等の活用を図ること。やむを得ず出張する際は、総務課長へ申し出る。(出張旅行申出書は別紙のとおり)
- ・ 出張時の行動記録と帰庁後の健康チェックを徹底すること。
- ・ 県内の出張についても感染が拡大している地区は、県外への出張に準じた対応とすること。

5 会食や飲み会での感染拡大リスクを軽減する

- ・ 個人単位での会食や飲み会は、参加者をしぼり開催し、密集、密接にならないように配慮すること。特に、普段、顔を合わせない人がいる場合は慎重に行動すること。
- ・ 課単位の行事等を行う場合は、万が一、感染者が発生した場合にリスク分散を図るため、半数以下で開催するとともに、一般客と交わらない利用とすること。また、宿泊を伴う場合は、施設から外出しないこと。
- ・ 会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・ 感染の拡大がみられる地域での飲食を伴う会食は、禁止とする。
- ・ 感染の拡大がみられる地域から訪れた人との飲酒を伴う会食は、原則禁止とする。

6 新しい生活様式の実践を徹底する

- ・ 移動や旅行の際は、「新しい旅のエチケット」(別添)などを参考に感染リスクを避けた行動をすること。
- ・ 別紙『感染リスクが高まる「5つの場面」』(国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提示)に注意すること。
- ・ 会食や飲み会など感染リスクの高い場面に参加したときは、参加者を記録しておくこと。
- ・ 家庭内においても室内の「換気」と「湿度」の適切な管理を行うこと。
- ・ 接触確認アプリ(COCoA)やLINE公式アカウント(新潟県新型コロナお知らせシステム)を積極的に利用すること。
- ・ 「密集・密接・密閉」を避けた行動をすること。
- ・ 外出や会話は、症状がなくても必ずマスクを着用すること。
- ・ 毎日、体温測定などの健康チェックを行い、発熱等の症状がある場合は自宅療養とすること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等は絶対に行わないこと。